

平成31年4月26日

○規則

小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則

小田原市歴史まちづくり協議会規則の一部を改正する規則

小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則をここに公布する。

平成31年4月26日

小田原市長 加藤 憲 一

### 小田原市規則第39号

小田原市助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第22条の規定に基づく助産施設における助産の実施（以下「助産の実施」という。）又は法第23条の規定に基づく母子生活支援施設における母子保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）に係る費用の全部又は一部の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用の徴収)

**第2条** 市長は、法第56条第2項の規定により助産の実施若しくは母子保護の実施を受けた者又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）（以下これらを「納入義務者」という。）から、助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（以下「徴収金」という。）として、助産の実施に係る徴収金にあっては別表第1に、母子保護の実施に係る徴収金にあっては別表第2に定める基準により算定した額を徴収する。

2 納入義務者は、徴収金を別に定める納入通知書により納付しなければならない。

(徴収金の額の変更)

**第3条** 市長は、災害その他やむを得ない事由により、納入義務者の負担能力に著しい変動が生じたときは、その変動の程度に応じて徴収金の額を変更することができる。

2 納入義務者は、前項の規定による徴収金の額の変更を申請しようとするときは、助産の実施・母子保護の実施に係る徴収金額変更申請書（様式第1号）にその事実を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、必要な調査を行った上で変更の可

否を決定し、その結果を助産の実施・母子保護の実施に係る徴収金額変更（却下）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知しなければならない。

（委任）

**第4条** この規則に定めるもののほか、助産の実施又は母子保護の実施に係る費用の全部又は一部の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### **附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

階層区分	世帯区分		徴収基準額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0円
B	A階層に属する世帯を除き、その世帯に属する妊産婦に係る助産の実施をした日の属する年度分（以下この表において「当該年度分」という。）の市町村民税非課税世帯		2,200円
C <sub>1</sub>	A階層及びD階層に属する世帯を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割のみ課税世帯	4,500円
C <sub>2</sub>		所得割課税世帯	6,600円
D	A階層及びB階層に属する世帯を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が8,400円以下のもの		9,000円

備考

- この表において「均等割」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは同項第2号に規定する所得割（この所得を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は、適用しないものとする。）をいう。この場合において、同法第323条の規定による市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- この表における「所得税の額」は、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、

徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年7月15日付雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により計算するものとする。ただし、所得税の額を算出する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項までの規定
  - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項の規定
  - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項の規定
- 3 前年分の所得税又は当該年度分の市町村民税が確定していない場合にあつては、これが確定するまでの期間にあつては、前々年分の所得税又は前年度分の市町村民税によるものとする。
- 4 妊産婦の属する世帯の階層区分の認定については、その妊産婦及びその妊産婦と同一の世帯に属して生計を一にしている扶養義務者（その者がその世帯における生計を主として維持する者である場合を含む。）の全ての者について、それらの者の課税額の合算額により行うものとする。
- 5 妊産婦の属する世帯の階層区分がB階層と認定された世帯のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯については、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収基準額は、0円とする。
- (1) 扶養義務者のいない世帯
  - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯
  - (3) 在宅障害者又は在宅障害児（社会福祉施設に措置された者又は児童、法第

24条の2第1項の規定により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までに規定する障害福祉サービスを利用している者に限る。）及び同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）で、次に掲げる者を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児又は知的障害者の判定を受け、療育手帳の交付を受けている者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 生活保護法による保護を必要とする状態にある者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づき、同法に規定する要保護者等特に困窮していると福祉事務所長が認めた者を有する世帯

6 妊産婦が、出産給付金（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者その他医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは組合員とみなされる者、加入者若しくは加入者とみなされる者若しくは被扶養者が国民健康保険法又は医療保険各法の規定により受けることができる出産育児一時金、出産費その他の出産に係る給付の額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故が発生した場合において、当該出産により出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（3,000万円以上の補償金を当該出生した者又はその保護者に対して適切な期間にわたり支払うための保険金の契約とする。）が締結されており、かつ、出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、当該保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用

の額を基準として、国民健康保険法又は医療保険各法の保険者が定める金額として支払われる額を除く。)をいう。以下同じ。)を受けることができるときは、次に掲げる世帯の階層区分に応じ、当該階層区分の徴収基準額に次に定める額を加えた額を、当該妊産婦に係る徴収基準額とする。

- (1) B階層 当該妊産婦が受ける出産給付金の10分の2に相当する額
- (2) C<sub>1</sub>階層又はC<sub>2</sub>階層 当該妊産婦が受ける出産給付金の10分の3に相当する額
- (3) D階層 当該妊産婦が受ける出産給付金の10分の5に相当する額

7 助産の実施は、妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

- (1) その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層である場合において、真にやむを得ない特別の理由がないとき。
- (2) その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除き、当該妊産婦が受ける出産給付金が404,000円以上であるとき。

8 この表における徴収金の額は、助産の実施が開始された日から解除される日までの期間に係る額とする。

9 妊産婦が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に掲げる女子に該当する場合であつて、かつ、20歳未満の子を扶養しているときのこの表における市町村民税及び所得税の額は、当該妊産婦の申請に基づき、市町村民税の額にあつては当該妊産婦を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦であるとみなして同法第295条第1項、第314条の2第1項及び第314条の6の規定の例により算定した額とし、所得税の額にあつては当該妊産婦を所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦であるとみなして同法第81条及び租税特別措置法第41条の17の規定の例により算定した額とすることができる。

10 この表の規定により算定した額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第2 (第2条関係)

階層区分	世帯区分	徴収基準額 (月額)	
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	
B	A階層に属する世帯を除き、現年度分の市町村住民税非課税世帯	1, 100円	
C <sub>1</sub>	A階層及びD <sub>1</sub> 階層からD <sub>14</sub> 階層までに属する世帯を除き、現年度分の市町村	均等割のみ課税世帯	2, 200円
C <sub>2</sub>	村民税課税世帯であって、その市町村住民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税世帯	3, 300円
D <sub>1</sub>	A階層及びB階層に属する世帯を除き、	15, 000円以下	4, 500円
D <sub>2</sub>	前年分の所得税課税世帯であって、その	15, 001円から 40, 000円まで	6, 700円
D <sub>3</sub>	所得税の額が次の区分に該当するもの	40, 001円から 70, 000円まで	9, 300円
D <sub>4</sub>		70, 001円から 183, 000円まで	14, 500円
D <sub>5</sub>		183, 001円から 403, 000円まで	20, 600円



D <sub>6</sub>	403,001円から 703,000円まで	その月のその入所世帯に係る 母子保護の実施に要する費用 の支弁額（その額が 27,100円を超えるとき は、27,100円）
D <sub>7</sub>	703,001円から 1,078,000円 まで	その月のその入所世帯に係る 母子保護の実施に要する費用 の支弁額（その額が 34,300円を超えるとき は、34,300円）
D <sub>8</sub>	1,078,001円 から 1,632,000円 まで	その月のその入所世帯に係る 母子保護の実施に要する費用 の支弁額（その額が 42,500円を超えるとき は、42,500円）
D <sub>9</sub>	1,632,001円 から 2,303,000円 まで	その月のその入所世帯に係る 母子保護の実施に要する費用 の支弁額（その額が 51,400円を超えるとき は、51,400円）
D <sub>10</sub>	2,303,001円 から 3,117,000円 まで	その月のその入所世帯に係る 母子保護の実施に要する費用 の支弁額（その額が 61,200円を超えるとき は、61,200円）
D <sub>11</sub>	3,117,001円 から 4,173,000円 まで	その月のその入所世帯に係る 母子保護の実施に要する費用 の支弁額（その額が 71,900円を超えるとき

		は、71,900円)
D <sub>12</sub>	4,173,001円 から 5,334,000円 まで	その月のその入所世帯に係る 母子保護の実施に要する費用 の支弁額（その額が 83,300円を超えるとき は、83,300円)
D <sub>13</sub>	5,334,001円 から 6,674,000円 まで	その月のその入所世帯に係る 母子保護の実施に要する費用 の支弁額（その額が 95,600円を超えるとき は、95,600円)
D <sub>14</sub>	6,674,001円 以上	その月のその入所世帯に係る 母子保護の実施に要する費用 の支弁額

備考 別表第1備考1から3まで及び9の規定は、この表の定義及び算定に準用する。

様式第1号（第3条関係）

助産の実施・母子保護の実施に係る徴収金額変更申請書

年 月 日

小田原市長 様

住 所  
申請者 氏 名 ㊟  
電 話

次の理由により徴収金額の変更を申請します。

入 所 者	住 所	
	氏 名	
入 所 施 設 名		
現在の徴収金の額（負担すべき費用の額）		
変更を必要とする理由 （詳しく記入し、その事実を証明する書類を添付してください。）		

様式第2号（第3条関係）

助産の実施・母子保護の実施に係る徴収金額変更（却下）決定通知書	
番 号 年 月 日	
様	
小田原市長 印	
次のとおり決定したので通知します。	
<input type="checkbox"/> 次のとおり変更する。	
変更後の徴収金の額	円
<input type="checkbox"/> 次の理由により徴収金の額を変更しない。	
備考	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

小田原市歴史まちづくり協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4 月26日

小田原市長 加 藤 憲 一

#### 小田原市規則第40号

小田原市歴史まちづくり協議会規則の一部を改正する規則

小田原市歴史まちづくり協議会規則（平成25年小田原市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「に会長」の次に「1人」を加え、「1人」を「2人以内」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。

副会長が2人置かれている場合にあっては、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。